

個人情報ファイルの名称	被保険者異動届ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格得喪等の把握
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7婚姻・婚姻歴、8家族構成、9電話番号、10健康保険情報、11資格得喪情報、12届出日
記録範囲	国民健康保険加入者
記録情報の収集方法	被保険者異動届(国保年金課連絡用異動届を含む。)
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	税照会回答書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の賦課資料として利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5国保加入情報、6収入金額、7所得金額、8課税標準額、9住民税額、10項目6～9がない場合、その理由
記録範囲	国民健康保険加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	税照会回答書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	簡易申告書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の賦課資料として利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4家族構成、5収入、6電話番号
記録範囲	国民健康保険加入者及び世帯主
記録情報の収集方法	簡易申告書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	診療報酬明細書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費の支給など各種の国民健康保険給付及び保健事業に利用する。
記録項目	1氏名、2性別、3年齢・生年月日、4続柄・親族関係、5傷病名・傷病歴、6心身の障害の有無・程度、7診断結果、8診療内容、9点数、10健康保険被保険者記号・番号・枝番
記録範囲	医療機関等において保険診療を受けた被保険者
記録情報の収集方法	診療報酬明細書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険団体連合会、医療費適正化委託業者、医療費通知委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料口座振替受付簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の口座振替登録事務のために利用する。
記録項目	1世帯主氏名カナ、2記号番号、3口座金融機関名、4口座支店名、5口座種別、6口座番号、7口座名義人漢字、8口座名義人カナ、9受付日、10承認日、11発送日
記録範囲	口座振替依頼書の提出があった国民健康保険料の納付義務者
記録情報の収集方法	口座振替依頼書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者関係届（申出）書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者からの資格取得・喪失・変更及び免除・猶予等の届出（申出）内容を区の控えとして保管し、届出内容を墨田年金事務所に連絡（届書送付）した後の照合事務や問合せ等の際に利用する。
記録項目	1氏名、2外国人通称名、3住所、4性別、5生年月日、6基礎年金番号、7国民年金・厚生年金加入歴、8配偶者の年金記録、9電話番号、10届出日、11免除、12生活保護
記録範囲	国民年金被保険者関係届（申出）者
記録情報の収集方法	国民年金被保険者関係届（申出）書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	日本年金機構 墨田年金事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	日本年金機構文書管理規程に基づき、開示請求等があった場合には、国と連携して適切に事務処理を行うものとする。

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療療養費支給申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	療養費の支給事務に利用
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4個人番号、5傷病名・傷病歴、6病院所在地・名称、7口座情報、8電話番号、9健康保険被保険者番号、10代理人又は相続人の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係、口座情報）（代理又は相続申請の場合に限る。）
記録範囲	療養費支給対象者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療療養費支給申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	高額介護合算療養費申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	高額介護合算療養費の支給事務に利用
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4個人番号、5口座情報、6電話番号、7健康保険被保険者番号、8介護保険被保険者番号、9代理人又は相続人の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係、口座情報）（代理又は相続申請の場合に限る。）
記録範囲	高額介護合算療養費支給対象者及び相続人
記録情報の収集方法	高額介護合算療養費等申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療高額療養費支給申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費の支給事務に利用
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4個人番号、5口座情報、6電話番号、7健康保険被保険者番号、8代理人又は相続人の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係、口座情報）（代理又は相続申請の場合に限る。）
記録範囲	高額療養費支給対象者及び相続人
記録情報の収集方法	高額療養費等申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療葬祭費支給申請書・請求書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	葬祭費の支給事務に利用
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5健康保険被保険者番号、6死亡日、7葬祭年月日、8申請者の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係、口座情報）
記録範囲	葬祭費の申請者
記録情報の収集方法	葬祭費支給申請書・請求書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療被保険者資格の取得（変更・喪失）届書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者資格の取得、変更、喪失手続に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6健康保険被保険者番号、7届出者の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係）（届出者が本人以外の場合に限る。）、8世帯主の情報（氏名、生年月日、個人番号、続柄・親族関係）（世帯主が本人以外の場合に限る。）、9同一世帯の他被保険者の情報（氏名、健康保険被保険者番号）（該当者が存在する場合に限る。）
記録範囲	後期高齢者医療被保険者、同一世帯の被保険者、世帯主、申請者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療被保険者資格の取得（変更・喪失）届書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療再交付申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の各証再交付に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4個人番号、5健康保険被保険者番号、6電話番号、7代理人の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係）（代理申請の場合に限る。）
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及び申請者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療再交付申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書兼入院日数届書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証勸奨及び交付の手續に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4個人番号、5健康保険被保険者番号、6電話番号、7病院の名称・所在地、8入院日数、9代理人の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係）（代理申請の場合に限る。）
記録範囲	後期高齢者医療被保険者、申請者、送付物受領者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書兼入院日数届及び後期高齢者医療送付先変更依頼書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合及び後期高齢者医療封入・封緘業務の委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療送付先変更依頼書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者の送付先変更利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4健康保険被保険者番号、5電話番号、6送付先の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係）、7依頼者の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係）（依頼者が送付先本人と異なる場合に限る。）
記録範囲	後期高齢者医療被保険者、送付物受領者、申請者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療に関する送付物の送付先変更依頼書及び介護保険送付先変更・解除届
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合及び介護保険課
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	税照会回答書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の賦課等資料として利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4収入額、5所得金額、6所得控除額、7扶養控除の内訳、8課税標準額、9税額
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及び被保険者と同一世帯の者
記録情報の収集方法	税照会回答書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療簡易申告書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の賦課資料として利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4続柄・親族関係、5職業、6収入額、7所得金額、8所得控除額
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及び被保険者と同一世帯の者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療簡易申告書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	墨田区後期高齢者医療保険料口座振替（自動払込）納付届ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の引落口座を登録するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4口座情報、5電話番号
記録範囲	後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	墨田区後期高齢者医療保険料口座振替（自動払込）納付届
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都・特別区指定金融機関
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の納付方法変更について、申出内容を把握するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号
記録範囲	後期高齢者医療保険料の納付方法変更申出者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料還付金請求書、申請書、委任状ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料における還付処理のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3続柄・親族関係、4口座情報、5電話番号
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及びその家族
記録情報の収集方法	後期高齢者医療保険料還付金請求書、申請書、委任状
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	—
備 考	—

個人情報ファイルの名称	資格管理ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格処理（前期高齢管理を含む。）
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7家族構成、8在留資格、9特定疾病の有無、10健康保険情報、11電話番号、12生活保護、13税情報、14宛名番号、15資格状況フラグ、16資格異動日、17交付日、18有効期限日
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主
記録情報の収集方法	住民記録管理システム（住民基本台帳ファイル、住民税ファイル）、生活保護受給証明書、被保険者異動届出書による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険団体連合会、資格確認書等封入封緘委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料賦課情報ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料賦課情報処理
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5本籍・国籍、6続柄・親族関係、7家族構成、8健康保険情報、9収入金額、10所得金額、11電話番号、12賦課情報
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主
記録情報の収集方法	住民記録管理システム（住民基本台帳ファイル、住民税ファイル）、被保険者異動届出書による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	国民健康保険料納入通知書等の封入・封緘委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料賦課・収納情報ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料における賦課処理・収納管理のために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5所得金額、6後期高齢者医療保険料額、7期割情報、8収納情報、9滞納情報
記録範囲	後期高齢者医療被保険者
記録情報の収集方法	住民記録管理システム（住民基本台帳ファイル、住民税ファイル）からの収集、金融機関等からの納付状況の取得、東京都後期高齢者医療広域連合からの保険料情報の提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合及び後期高齢者医療保険料額決定通知書封入・封緘業務の委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	—

個人情報ファイルの名称	給付管理ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険給付管理
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8在留資格、9傷病名・傷病歴、10健康保険情報、11税額、12口座情報、13電話番号、14健康保険被保険者記号・番号・枝番
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主
記録情報の収集方法	住民記録管理システム（住民基本台帳ファイル、住民税ファイル）、各種申請書等による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険団体連合会、東京都保健医療局
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	資格状況履歴ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者資格証明書及び短期国民健康保険証の管理のために利用する。
記録項目	別紙参照
記録範囲	<p>1 被保険者：区内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者</p> <p>2 擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。）</p> <p>3 過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者</p>
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイルの参照、国民健康保険料賦課情報ファイルの参照、収納管理ファイルの参照
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

資格状況履歴ファイル別紙

<p>記録項目</p>	<p>○資格状況履歴ファイル 1宛名番号、2年度、3資格状況フラグ、4短期区分、5資格異動日、6交付日、7有効期限日</p> <p>○住民基本台帳ファイル（参照） 8世帯番号、9世帯主カナ氏名、10世帯主漢字氏名、11行政区コード、12現住所郵便番号、13現住所自治体コード、14現住所町字コード、15現住所、16現住所方書コード、17現住所方書、18異動事由、19宛名番号、20除票区分、21住民異動日、22住民届出日、23住定異動日、24住定異動事由、25住定届出日、26住定届出事由、27カナ氏名、28漢字氏名、29性別コード、30生年月日、31続柄コード、32本籍自治体コード、33本籍郵便番号、34本籍、35筆頭者漢字、36前住所自治体コード、37前住所郵便番号、38前住所、39前住所方書、40前住所世帯主漢字、41転出予定地自治体コード、42転出予定地郵便番号、43転出予定地、44転出予定地方書、45転出確定地自治体コード、46転出確定地郵便番号、47転出確定地、48転出確定地方書、49最終住民登録地自治体コード、50最終住民登録地郵便番号、51最終住民登録地、52最終住民登録地方書、53除票異動日、54除票届出日、55除票届出事由、56外国人本名カナ、57外国人本名漢字、58外国人通称カナ、59外国人通称漢字、60外国人併記名漢字、61外国人併記名カナ、62国籍コード、63国籍漢字、64在留カード等番号、65在留資格コード、66在留資格漢字、6730の45区分、68在留期間、69在留期限満了日、70外国人生年月日、71外国人住民異動日、72外国人住民届出日、73外国人住定異動日、74外国人住定異動事由、75外国人住定届出日、76外国人住定異動事由</p> <p>○国民健康保険料賦課情報ファイル（参照） 77調定年度、78賦課年度、79記号番号、80通知書番号、81世帯主宛名番号、82宛名番号、83国保得喪区分、84国保得喪年月日、85国保届出年月日</p> <p>○収納管理ファイル（参照） 86宛名番号、87調定年度、88賦課年度、89科目コード、90通知書番号、91期別、92期別調定額、93確定延滞金、94口座振替宛名番号、95口座金融機関名、96口座支店名、97口座種別、98口座番号、99口座名義人カナ、100口座開始日、101口座廃止日、102納付区分、103領収日、104納付本税額、105納付延滞金額</p>
-------------	---

個人情報ファイルの名称	滞納管理ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の滞納処分を行うために利用する。
記録項目	別紙参照
記録範囲	<p>1 被保険者：区内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者</p> <p>2 擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。）</p> <p>3 過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者</p>
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイルの参照、国民健康保険料賦課情報ファイルの参照、収納管理ファイルの参照、納付相談での聴取、財産調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	国民健康保険料統合滞納管理システム保守業務委託事業者、提供の求めがあった税務署・都税事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備考	—

記録項目	<p>○滞納管理ファイル 1滞納管理番号、2宛名番号、3担当者、4特記事項、5訪問区分、6分類コード、7関連者宛名番号、8関連者続柄、9所在地情報、10勤務先情報、11生活保護情報、12調査登記簿情報、13経過記録情報、14経過詳細情報、15預金調査結果情報、16収入調査結果情報、17保険調査結果情報、18債権他調査結果情報、19不動産調査結果情報、20動産調査結果情報、21車調査結果情報、22無体財産権調査結果情報、23電話加入権調査結果情報、24決算書調査結果情報、25処分予定財産情報、26債務の承認情報、27時効延長情報、28搜索情報、29猶予情報、30分納情報、31分納計画情報、32受託情報、33受託計画情報、34受託証券情報、35受託予定情報、36処分情報、37処分財産情報、38現在額中立情報、39配当情報、40配当財産情報、41繰上徴収情報、42延滞金減免情報、43延滞金減免財産情報、44執行停止情報、45欠損情報、46公売物件情報、47公売財産情報、48公売交付要求者情報、49公売買受人情報、50相続情報、51承継通知情報、52承継明細情報、53二次納情報、54催告発送履歴情報、55帳票発行情報、56スケジュール情報、57継続予定情報</p> <p>○住民基本台帳ファイル（参照） 58世帯番号、59世帯主カナ氏名、60世帯主漢字氏名、61行政区コード、62現住所郵便番号、63現住所自治体コード、64現住所町字コード、65現住所、66現住所方書コード、67現住所方書、68異動事由、69宛名番号、70除票区分、71住民異動日、72住民届出日、73住定異動日、74住定異動事由、75住定届出日、76住定届出事由、77カナ氏名、78漢字氏名、79性別コード、80生年月日、81続柄コード、82本籍自治体コード、83本籍郵便番号、84本籍、85筆頭者漢字、86前住所自治体コード、87前住所郵便番号、88前住所、89前住所方書、90前住所世帯主漢字、91転出予定地自治体コード、92転出予定地郵便番号、93転出予定地、94転出予定地方書、95転出確定地自治体コード、96転出確定地郵便番号、97転出確定地、98転出確定地方書、99最終住民登録地自治体コード、100最終住民登録地郵便番号、101最終住民登録地、102最終住民登録地方書、103除票異動日、104除票届出日、105除票届出事由、106外国人本名カナ、107外国人本名漢字、108外国人通称カナ、109外国人通称漢字、110外国人併記名漢字、111外国人併記名カナ、112国籍コード、113国籍漢字、114在留カード等番号、115在留資格コード、116在留資格漢字、11730の45区分、118在留期間、119在留期限満了日、120外国人生年月日、121外国人住民異動日、122外国人住民届出日、123外国人住定異動日、124外国人住定異動事由、125外国人住定届出日、126外国人住定異動事由</p> <p>○国民健康保険料賦課情報ファイル（参照） 127調定年度、128賦課年度、129記号番号、130通知書番号、131世帯主宛名番号、132軽減判定区分、133減免指定区分、134税額変更区分、135脱退区分、136介護区分、137限度超過世帯、138介護限度世帯、139緩和措置区分、140支援金限度世帯、141特例軽減区分、142年税額、143減免額、144宛名番号、145生年月日、146全体加入月数、147退職加入月数、148月別加入状況、149資格区分、150国保得喪区分、151国保得喪年月日、152国保届出年月日、153退職得喪年月日、154退職届出年月日、155退職本人扶養区分、156世帯取得日、157世帯喪失日、158介護加入状況、159介護月数、160月別特例軽減状況、161月別旧社保該当状況</p> <p>○収納管理ファイル（参照） 162宛名番号、163調定年度、164賦課年度、165科目コード、166通知書番号、167年税額、168法定納期限等、169納通公示日、170国保記号番号、171期別、172現年・過年度区分、173期別調定額、174確定延滞金、175納期限、176口座振替宛名番号、177口座金融機関名、178口座支店名、179口座種別、180口座番号、181口座名義人カナ、182口座届出日、183口座開始日、184口座廃止日、185催告発送日、186督促発送日、187督促金額、188督促公示送達日、189納付区分、190速報本税額、191速報延滞金、192領収日時、193会計日（確報日）、194領収日、195会計日、196納付本税額、197納付延滞金額、198還付年度、199充当確定日、200還付支払日、201還付充当正当額本税額、202還付本税額、203還付延滞金、204還付加算金、205充当本税額、206充当延滞金、207充当先通知書番号、208充当先期別、209充当先納付本税額、210充当先納付延滞金</p>
------	---

個人情報ファイルの名称	収納管理ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課、区民部窓口課各出張所
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料の収納を管理するために利用する。
記録項目	別紙参照
記録範囲	国民健康保険料の納付義務者（※）及び過去に納付義務者であった者 ※納付義務者：被保険者（区内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者）が属する住民基本台帳上の世帯主
記録情報の収集方法	住民基本台帳ファイルの参照、国民健康保険料賦課情報ファイルの参照、滞納管理ファイルの参照、収納データの取り込み、口座振替依頼書の提出、還付金請求書の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	国民健康保険料の督促状の封入・封かん委託事業者、国民健康保険料の催告書の封入・封かん委託事業者、国民健康保険料収納データ作成等事務委託事業者、提供の求めがあった東京出入国在留管理局・税務署・都税事務所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

<p>記録項目</p>	<p>○収納管理ファイル 1宛名番号、2自治体コード、3調定年度、4賦課年度、5科目コード、6通知書番号、7年税額、8法定納期限等、9納通公示日、10国保記号番号、11期別、12現年・過年度区分、13期別調定額、14確定延滞金、15納期限、16滞納処分名称、17納付書発送年度、18納付書発送科目、19納付書送本税額、20納付書送延滞金、21納付書送日、22納付書種類、23納付書OCR番号、24納付書送コンビニコード番号、25口座振替宛名番号、26口座金融機関名、27口座支店名、28口座種別、29口座番号、30口座名義人漢字、31口座名義人カナ、32口座名義人電話番号、33口座登録日、34口座届出日、35口座開始日、36口座廃止日、37口座振替請求額、38口座振替不能事由、39催告発送日、40督促発送日、41督促金額、42督促公示送達日、43消込アンマッチ名称、44納付区分、45納付歳入出年度、46納付歳入出区分、47速報本税額、48速報延滞金、49領収日時、50会計日（確報日）、51コンビニ名称、52CVS消込バーコード、53CVS自治体コード、54CVS調定年度、55CVS賦課年度、56CVS科目コード、57CVS通知書番号、58CVS期別、59CVS消込納付額、60CVS消込本税額、61CVS消込延滞金、62MPN消込金融機関、63MPN消込支店、64MPN消込本税額、65MPN消込延滞金、66OCR分冊番号、67OCR領収書領収日、68OCR自治体コード、69OCR調定年度、70OCR賦課年度、71OCR科目コード、72OCR期別、73OCR領収書本税額、74OCR領収書延滞金、75OCR読込連番、76領収日、77会計日、78払込金融機関、79払込支店、80納付本税額、81納付延滞金額、82還付年度、83還付通知番号、84過誤納発生日、85支払開始日、86還付確定日、87還付通知発送日、88充当確定日、89還付時効日、90還付支払日、91還付会計日、92還付充当歳入出年度、93還付充当歳入出区分、94還付充当（振込先）金融機関名称、95還付充当（振込先）支店名称、96還付充当（振込先）口座種別、97還付充当（振込先）口座番号、98還付充当（振込先）口座名義人、99還付充当（送付先）郵便番号、100還付充当（送付先）住所、101還付充当（送付先）氏名、102還付充当過誤納理由、103還付充当正當額本税額、104還付充当正當額延滞金、105還付充当納付額本税額、106還付充当納付額延滞金、107還付本税額、108還付延滞金、109還付加算金、110充当本税額、111充当延滞金、112充当先通知書番号、113充当先期別、114充当先未納本税額、115充当先未納延滞金、116充当先納付本税額、117充当先納付延滞金、118公金受取口座</p> <p>○住民基本台帳ファイル（参照） 119世帯番号、120世帯主カナ氏名、121世帯主漢字氏名、122行政区コード、123現住所郵便番号、124現住所自治体コード、125現住所町字コード、126現住所、127住所方書コード、128現住所方書、129異動事由、130宛名番号、131除票区分、132住民異動日、133住民届出日、134住定異動日、135住定異動事由、136住定届出日、137住定届出事由、138カナ氏名、139漢字氏名、140性別コード、141生年月日、142続柄コード、143本籍自治体コード、144本籍郵便番号、145本籍、146筆頭者漢字、147前住所自治体コード、148前住所郵便番号、149前住所、150前住所方書、151前住所世帯主漢字、152転出予定地自治体コード、153転出予定地郵便番号、154転出予定地、155転出予定地方書、156転出確定地自治体コード、157転出確定地郵便番号、158転出確定地、159転出確定地方書、160最終住民登録地自治体コード、161最終住民登録地郵便番号、162最終住民登録地、163最終住民登録地方書、164除票異動日、165除票届出日、166除票届出事由、167外国人本名カナ、168外国人本名漢字、169外国人通称カナ、170外国人通称漢字、171外国人併記名漢字、172外国人併記名カナ、173国籍コード、174国籍漢字、175在留カード等番号、176在留資格コード、177在留資格漢字、17830の45区分、179在留期間、180在留期限満了日、181外国人生年月日、182外国人住民異動日、183外国人住民届出日、184外国人住定異動日、185外国人住定異動事由、186外国人住定届出日、187外国人住定異動事由</p> <p>○国民健康保険料賦課情報ファイル（参照） 188調定年度、189賦課年度、190記号番号、191通知書番号、192世帯主宛名番号、193年税額、194減免額、195宛名番号</p> <p>○滞納管理ファイル（参照） 196宛名番号、197債務の承認情報、198時効延長情報、199猶予情報、200分納情報、201分納計画情報、202処分情報、203繰上徴収情報、204延滞金減免情報、205執行停止情報、206欠損情報</p>
-------------	--

個人情報ファイルの名称	資格管理ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療資格処理
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6本籍・国籍、7続柄・親族関係、8家族構成、9在留資格、10特定疾病の有無、11健康保険情報、12電話番号、13生活保護の受給状況、14健康保険被保険者番号
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及び世帯員、世帯員及び送付物受領者
記録情報の収集方法	区民の住民基本台帳、生活保護受給証明書、後期高齢者医療被保険者資格の取得（変更・喪失）届書、後期高齢者医療送付先変更依頼書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合、証の引抜委託業者、証の封入・封緘委託業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	給付管理ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療給付管理
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5個人番号、6続柄・親族関係、7家族構成、8在留資格、9健康保険情報、10税額、11口座情報、12電話番号、13健康保険被保険者番号、14医療機関名、15診療内容、16傷病名・傷病歴
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及び世帯員
記録情報の収集方法	住民記録管理システム（住民基本台帳ファイル、住民税ファイル）からの収集、各種申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区民部国保年金課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療限度額適用認定証交付申請書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証勸奨及び交付の手續に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4個人番号、5健康保険被保険者番号、6電話番号、7代理人の情報（氏名、住所、電話番号、続柄・親族関係）（代理申請の場合に限る。）
記録範囲	後期高齢者医療被保険者、申請者及び送付物受領者
記録情報の収集方法	後期高齢者医療限度額適用認定証交付申請書及び後期高齢者医療送付先変更依頼書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合及び後期高齢者医療限度額適用認定証封入・封緘業務の委託事業者
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	税照会回答書ファイル
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者の免除・猶予の届出（申出）として保管し、届出内容を墨田年金事務所に連絡（届書送付）した後の照会事務や問合せ等の際に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4収入額、5所得金額、6所得控除額、7扶養控除の内訳、8課税標準額、9税額
記録範囲	国民年金被保険者関係届（申出）者
記録情報の収集方法	税照会回答書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	日本年金機構（墨田年金事務所）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区民部国保年金課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	日本年金機構文書管理規程に基づき、開示請求等があった場合には、国と連携して適切に事務処理を行うものとする。